

稚エネ第 652 号
令和 6 年 9 月 30 日

北海道知事 鈴木 直道 様

稚内市長 工 藤 広



環境影響評価法に基づく意見について

令和 6 年 8 月 21 日付、環境第 572 号で通知のありました標記の件について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）環境影響評価方法書について、事業実施区域は「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」（以下、ガイドライン。）において、「特に定めのない場所」に該当するが、2 km 以内に民家が存在する区域であることから、ガイドラインの遵守に加え、以下の点に関して、特段の配慮が必要であると考えます。また、各種調査については、適宜、調査結果を本市に対して報告することが必要であると考えます。

1. 事業実施区域は、稼働中及び環境アセス中の事業が隣接していることから、関係する環境影響評価項目に係る累積的な影響について、十分な調査を行うとともに、騒音や低周波音、動植物、河川への影響など多角的に検討すること。
2. 風力発電機の設置が想定される範囲から最も近い住居までの距離は 1.2 km に位置しているため、騒音や低周波音等の様々な影響について、調査を行い、適切な対応を行うこと。
3. 稚内市の水道水用水源である北辰ダムが事業実施区域付近にあるため、風力発電機の建設にあたっては、水源保全の観点から、本市との事前協議を行うほか、専門家等の意見を聴取し、十分に配慮すること。
4. 事業実施区域内には、保安林が含まれているため、森林法など各種法の規制の遵守および関係省庁と協議を行い計画すること。
5. 事業の実施にあたっては、稚内空港運用に支障が生じないように、関係機関等との調整を行うこと。

6. 事業の実施にあたっては、観光施設等の眺望点からの景観について、3D映像やフォトモンタージュ等を活用し地域住民等へ分かりやすい説明を行うとともに、影響が最小限となるよう十分に配慮すること。
7. 事業の実施にあたっては、他の地域では風力発電機の設置による電波障害が発生していることから、発電機の設置による電波障害の影響を調査及び評価し、準備書に記載すること。また、調査の結果に関わらず、電波障害が発生した場合の措置について検討し、併せて準備書に記載すること。
8. 事業実施区域周辺には、先史時代の遺跡が確認されているほか、風力発電機の建設及びこれに伴う輸送路建設の規模が1haを超えることが想定されるため、稚内市教育委員会との事前協議を行うこと。また、未確認の遺跡について、文化財保護の観点から、事業の各段階において、十分に配慮すること。
9. 事業実施区域及びその周辺には、天然記念物であるオジロワシ、オオワシ、マガン、ヒシクイ等の生息が確認されていること、また、事業実施区域周辺は、渡り鳥が中継地としている鳥獣保護区に指定されていることから、風力発電機への衝突事故や移動経路を阻害することが無いように風力発電機等の配置を検討すること。
10. 事業実施区域周辺には絶滅危惧種であるイトウが生息する声間川水系等があるため、関係機関や専門家から助言を得ながら、様々な影響について調査を行い、適切な対応を行うこと。
11. 地域住民等から自然環境や景観への影響、騒音及び低周波音による健康被害、撤去時の適正な処置などに対する不安の声が多く寄せられていることから、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、合意形成など適切な対応に努めること。
12. 公害・廃棄物に係る記載情報について、情報が最新のものではないことから、入手可能な最新の資料を用いて事業実施区域周辺の最新情報を把握し、準備書に記載すること。

(稚内市企画総務部エネルギー対策課)

環境生活部環境局環境政策課

- 6. 10. - 1 収受

第 382 号